

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当の翌日
日るときは、そ
の翌日)

目次

◇規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
恩給の年額の昭和四十五年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則
恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示

過疎地域における県税の課税免除に関する条例第三条第一項及び第二項に規定する課税免除に関する届出書の様式

◇人委規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十二号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条の表中

| | |
|-----------------------|--|
| <p>中海地区新産業都市建設協議会</p> | <p>新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第十七号)第十条の規定による新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務</p> |
| <p>中海地区新産業都市建設協議会</p> | <p>新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第十七号)第十条の規定による新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務</p> |
| <p>鳥取県交通安全対策会議</p> | <p>交通安全対策基本法(昭和四十五年年法律第十号)第十六条第二項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る</p> |

交通対策課

に

を

| | | | | | |
|---------|--|--|--|--|-----------------------|
| 鳥取県土地地区 | 鳥取都市計画 事業鳥取駅前 土地地区画整理 審議会 米子都市計画 事業米子駅前 通り土地地区画 整理審議会 | 鳥取県土地地区画整理事業補償審議会条例(昭和四十五年十月鳥取県条例第五十三号)第一条の規定による県が施行 | 鳥取都市計画 事業鳥取駅前 土地地区画整理 審議会 米子都市計画 事業米子駅前 通り土地地区画 整理審議会 | 土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十六条第三項の規定による換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同法のよりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務 都市開発 課 | 関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務 |
|---------|--|--|--|--|-----------------------|

を

| | | | | |
|--|---|------------|--|-----------|
| 鳥取駅前土地 地区画整理事業 紛争調停委員 会 米子駅前通り 土地地区画整理 事業紛争調停 委員会 | 土地地区画整理事業の施行地区内における紛争の調停に関する条例(昭和四十五年十月鳥取県条例第五十四号)第四条の規定による県が施行する土地地区画整理事業の施行地区内における宅地又は宅地に存する建築物その他の工作物若しくは物件に関する民事上の紛争の調停に関する事務 | 画整理事業補償審議会 | する土地地区画整理事業の施行による建築物その他の工作物又は竹木土石等の移転又は除却に伴う損失の補償についての調査審議に関する事務 | 都市開発 課 |
|--|---|------------|--|-----------|

改める。

第一百五十六条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

第一百五十六条の六の表中「鳥取県尾原治水ダム建設事務所」を「鳥取県佐治川治水ダム建設事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三土木部共通の項中「尾際治水ダム建設事務所長」を「佐治川治水ダム建設事務所長」に改める。

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正）

3 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二尾際治水ダム建設事務所長の項中「尾際治水ダム建設事務所長」を「佐治川治水ダム建設事務所長」に改める。

恩給の年額の昭和四十五年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十三号

恩給の年額の昭和四十五年改定に関する条例等の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

（この規則の趣旨）

第一条 恩給の年額の昭和四十五年改定に関する条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第五十号。以下「条例第五十号」という。）及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第五十五号。以下「条例第五十五号」という。）の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続については、こ

の規則の定めるところによる。

（改定通知書の発行）

第二条 条例第五十号第一条若しくは第二条第二項又は条例第五十五号第二条による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例（昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号）第二条第二項の規定により年額を改定すべき恩給（次条において「改定すべき恩給」という。）で、昭和四十五年九月三十日以前の日付のある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

（証書の発行）

第三条 改定すべき恩給で昭和四十五年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

（雑則）

第四条 条例第五十号及び条例第五十五号の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例施行規則（昭和三十年四月鳥取県規則第十四号）の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十四号

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十九号。以下「法律第九十九号」という。)の施行に伴い年額を改定すべき恩給

で知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書の発行)

第二条 法律第九十九号附則第二条、第四条又は同法による改正後の恩給

法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)附則第八条第二項の規定により年額を改定すべき恩給(次条において「改定すべき恩給」という。)で、昭和四十五年九月三十日以前の日付のある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

(証書の発行)

第三条 改定すべき恩給で昭和四十五年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第四条 法律第九十九号の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則

(大正十二年勅令第三百六十九号)及び鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 則

鳥取県規則第八十五号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十三年十月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県旅館施設衛生措置基準等に関する条例(昭和三十三年鳥取県条例第四十三号。以下「条例」という。)」を「鳥取県旅館業法施行条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第四十三号。以下「条例」という。)」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第一号中「玄関、」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り上げる。

第三条各号列記以外の部分中「第九号」を「第十号」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を一号ずつ繰り上げる。

第十条中「第六条第二項」を「第八条第三項」に改める。

別記様式第一号の九中「(学校、幼稚園の有無)」を「(学校、児童福祉施設又は条例第二十一条に規定する施設の有無)」に改める。

別記様式第四号中「鳥取県旅館業施設衛生措置基準等に関する条例第六

条による緩和申請書」を「鳥取県旅館業法施行条例第八条による緩和申請書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（家賃）

第六条の二 条例第九条の二の家賃は、別表のとおりとする。

第七条を次のように改める。

（家賃等の納付の方法）

第七条 条例第十條第四項及び第二十一條第一項の規定による家賃及び割増賃料の納付は、県営住宅家賃等納入通知書（様式第十号）によりしなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表
第一種県営住宅

| 団 地 名 | 家 賃 |
|--------|--------|
| 立川町二丁目 | 一、七〇〇円 |
| 富士見町 | 二、〇九〇円 |
| 湯所町第一 | 二、二四〇円 |
| 日ノ出町 | 二、二八〇円 |
| 明治町第一 | 二、二五〇円 |
| 明治町第二 | 二、二五五円 |
| 皆生第一 | 二、五五五円 |
| 皆生第二 | 一、七三五円 |
| 花町 | 二、三〇五円 |
| 川下町 | 二、三一五円 |
| 皆生第三 | 二、四五五円 |
| 皆生第四 | 一、七二五円 |
| 薬師町第二 | 二、六一五円 |

| | |
|---------|--------|
| 福吉町 | 二、三六〇円 |
| 湖山町第一 | 二、二四〇円 |
| 住吉第一 | 二、二六〇円 |
| 湖山町第三 | 一、八八〇円 |
| 湖山町第四 | 二、四三〇円 |
| 緑町第二 | 二、〇〇〇円 |
| ひばりが丘第三 | 一、八〇〇円 |
| 高松第三 | 二、四〇〇円 |
| 福原第三 | 三、〇〇〇円 |
| 東浜第一 | 三、三八〇円 |
| 東浜第二 | 三、七二〇円 |
| 東浜第三 | 四、〇四〇円 |
| 東浜第四 | 四、二五〇円 |
| 三柳第一 | 四、四八〇円 |
| 誠道第一 | 四、一七〇円 |
| 誠道第二 | 四、五一〇円 |

| | |
|-------|--------|
| 東伯第一 | 四、〇八〇円 |
| 誠道第三 | 四、五〇〇円 |
| 浜坂第一 | 四、九九〇円 |
| 上井第一 | 四、七一〇円 |
| 浜坂第二 | 四、七四〇円 |
| 上井第三 | 四、七一〇円 |
| 浜坂第四 | 五、〇二〇円 |
| 三柳第六 | 四、八一〇円 |
| 上井第五 | 四、八九〇円 |
| 浜坂第七 | 四、九七〇円 |
| 三柳第十一 | 四、八七〇円 |
| 誠道第五 | 四、八九〇円 |
| 上井第七 | 五、〇三〇円 |
| 三柳第十四 | 五、〇五〇円 |
| 誠道第七 | 四、九〇〇円 |
| 上粟島第一 | 五、八三〇円 |

| 第二種県営住宅 | |
|---------|--------|
| 団 地 名 | 家 賃 |
| 浜坂第九 | 五、五七〇円 |
| 湯所町第二 | 一、六四〇円 |
| 湯所町第三 | 一、六四〇円 |
| 緑町第一 | 九五〇円 |
| 夕日が丘第一 | 八〇〇円 |
| ひばりが丘第一 | 八〇〇円 |
| ひばりが丘第二 | 八〇〇円 |
| 小松が丘 | 八〇〇円 |
| 夕日が丘第二 | 八〇〇円 |
| 東町 | 一、七〇〇円 |
| 葉師町第一 | 一、六〇〇円 |
| 湯所町第四 | 一、六四〇円 |
| 馬場町 | 一、六四〇円 |
| 湖山町第二 | 一、五六〇円 |
| 清水 | 一、五八〇円 |
| 高松第一 | 一、二四〇円 |
| 高松第二 | 一、六一〇円 |
| 住吉第二 | 一、二七〇円 |
| 住吉第三 | 一、五五〇円 |
| 湖山町第五 | 一、四〇五円 |
| 高松第四 | 二、一〇〇円 |
| 福原第一 | 二、五〇〇円 |
| 高松第五 | 二、〇二〇円 |
| 福原第二 | 二、〇二〇円 |
| 八幡第一 | 二、五〇〇円 |
| 丸山 | 三、一〇〇円 |
| 八幡第二 | 二、七四〇円 |
| 八幡第三 | 二、七九〇円 |
| 東浜第五 | 三、一六〇円 |
| 八幡第四 | 三、〇一〇円 |

| | |
|------|--------|
| 高城 | 三、六四〇円 |
| 三明寺 | 三、七七〇円 |
| 美穂第二 | 三、六八〇円 |
| 網代 | 三、〇五〇円 |
| 上井第四 | 四、〇〇〇円 |
| 浜坂第三 | 三、六一〇円 |
| 上井第二 | 四、〇〇〇円 |
| 誠道第四 | 三、六二〇円 |
| 三柳第五 | 三、七六〇円 |
| 三柳第四 | 三、八六〇円 |
| 美穂第一 | 三、五六〇円 |
| 東伯第二 | 二、八八〇円 |
| 三柳第三 | 三、六〇〇円 |
| 三柳第二 | 三、三七〇円 |
| 東浜第六 | 三、三五〇円 |
| 八幡第五 | 三、一一〇円 |

| | |
|-------|--------|
| 三柳第七 | 三、八八〇円 |
| 三柳第八 | 三、七七〇円 |
| 陰田第一 | 三、七七〇円 |
| 浜坂第五 | 四、〇七〇円 |
| 浜坂第六 | 四、〇二〇円 |
| 上井第六 | 四、一〇〇円 |
| 三柳第九 | 三、八八〇円 |
| 三柳第十 | 三、七八〇円 |
| 倉田 | 三、七八〇円 |
| 國中 | 三、八四〇円 |
| 智頭 | 三、八八〇円 |
| 賀露港 | 三、八五〇円 |
| 三柳第十二 | 三、八八〇円 |
| 誠道第六 | 三、四一〇円 |
| 陰田第二 | 三、八一〇円 |
| 浜坂第八 | 四、一四〇円 |

告 示

鳥取県告示第六百六十八号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年十月鳥取県条例第四十九号)第三条第一項及び第二項に規定する課税免除に関する

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

| | |
|-------|--------|
| 上井第八 | 四、一三〇円 |
| 三柳第十三 | 三、九〇〇円 |
| 三柳第十五 | 三、九〇〇円 |
| 西郷 | 三、九四〇円 |
| 浦安 | 四、〇〇〇円 |
| 浜坂第十 | 四、二七〇円 |
| 宇倍野第一 | 三、九〇〇円 |
| 手間 | 三、八九〇円 |
| 赤碕港 | 三、九〇〇円 |

届出書の様式を次のように定める。

昭和四十五年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

様式第1号

課税免除に関する届出書

職 氏 名 殿

過疎地域における県税の課税免除に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

氏 名



| | | | | | |
|--|----------------|-------|------------------------------|-----------|---|
| 届 出 者 | 氏名又は名称 | | | | |
| | 代表者氏名 | | | | |
| | 本社又は本店の所在地 | | | | |
| | 資本金額 | | | | |
| | 事業年度 | | | | |
| 県又は 市内の 事業所 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 担当者職氏名 | (電話) | | | |
| 新 増 設 設 備 | 所在地 | | | | |
| | 工場等の名称 | | | | |
| | 事業の種類 | | | | |
| | 製品名 | | | | |
| 工 業 生 産 設 備 等 の 取 得 価 格 | 区 分 | 取得価格等 | 会社の設立年月日 | ・ | ・ |
| | 土 地 | 円 | 新增設に係る最初の開設年月日 | ・ | ・ |
| | 建 物 | | 新增設に係る一部操業年月日 | ・ | ・ |
| | 機 械 及 び 装 置 | | 新增設に係る全部操業年月日 | ・ | ・ |
| | 構 築 物 | | 管 轄 税 務 署 | | |
| | 車両及び運搬具 | | 青色申告書提出の有無 | 有 | 無 |
| | 工具器具及び備品 | | 特別償却届出の有無 | 有 | 無 |
| 増 加 雇 用 者 数 | 新 増 設 前 | 人 | 生 産 状 況 (年 間) | 新 ・ 増 設 前 | |
| | 新增設に係る雇 用人員 | | | 新增設に係る増加額 | |
| | 操 業 時 現 在 | | | 合 計 生 産 額 | |

備 考

- 「取得価格等」欄の数字は、付表の合計欄の数字と符合するものであること。
- この届出書には、次の書面を添付すること。
 - 事業計画書
 - 事業所の平面見取図
 - 法人税申告書中減価償却明細書の関係書類
 - 操業開始日現在の部門別人員配置表

(2) 特別償却の対象とならない建物

| 建物の名称 | 用 途 | 構 造 | 耐用年数 | 取得方法 | 建床面積 | 取得価格 | 取得年月日 | 備 考 |
|-------|-----|-----|------|------|-----------------------|------|-------|-----|
| | | | | | <i>m</i> ² | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |

(3) 1の土地を敷地とする今後の建設予定の建物

| 建物の名称 | 構 造 | 耐用年数 | 取得方法 | 建床面積 | 取得予定価格 | 着工予定年月日 | 備 考 |
|-------|-----|------|------|-----------------------|--------|---------|-----|
| | | | | <i>m</i> ² | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | |

付表2

増加常用雇用者の明細書

1 新增設に伴う増減人員

| 毎月未現在 | 新增設に伴う 雇用者数 | 既設分にかかる 雇用者数 | 合計雇用者数 | 備考 |
|---------|----------------|-----------------|--------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| (操業時現在) | | | | |

2 増加常用雇用者の内訳

| 番号 | 氏名 | 雇用年月日 | 従事部門 | 最初の給料支払月 | 備考 |
|----|----|-------|------|----------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 | 計 | | | | |

3 退職者の内訳

| 番号 | 氏名 | 退職年月日 | 従事していた 部門 | 雇用年月日 | 備考 |
|----|----|-------|--------------|-------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 | 計 | | | | |

様式第2号

課税免除に関する届出書

職 氏 名 殿

過疎地域における県税の課税免除に関する条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

㊦

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|------|---------------------------------|----|-----|----|----|----|-------|---------------------------------|----|-----|-----|-----|---|---|
| 事業を行なった年 | | | | | | | | | | | | | | 年 | |
| 課税免除に係る所得金額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の種類 | 畜産業 | | | 水産業 | | | | 薪炭製造業 | | | | | | | |
| 事務所又は事業所の名称 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務所又は事業所の所在地 | (電話) | | | | | | | | | | | | | | |
| 課税免除の要件 | 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 計 | |
| | 自家労力 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | |
| | 雇用労力 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | | | | | ㊦ |
| | | $\text{㊦} \times \frac{1}{2} =$ | | | | | | | $\text{㊦} \times \frac{1}{3} =$ | | | | | | |
| 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | |

備 考

「自家労力」欄には、事業主又はその同居の親族のうち、この事業に従事した者の延べ労働日数を記載し、「雇用労力」欄には、事業主又はその同居の親族以外の者でこの事業に従事したものの延べ労働日数を記載すること。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

尾際治水ダム
建設事務所

を

佐治川治水ダム
建設事務所

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十七号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の項中

尾際治水ダム
建設事務所

を

佐治川治水
建設事務所

ダム

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】